

別記第1号（第3条関係）

物品購入等契約に係る取引停止等の取扱基準

この基準は、物品購入等契約に係る取引停止等の取扱いに関し必要な事項を定める。

（趣旨）

第1 国立大学法人信州大学（以下「本法人」という。）における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この基準の定めるところによる。

（定義）

第2 この基準において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

2 この基準において「文部科学省関連機関」とは、文部科学本省内部部局（水戸原子力事務所を含む。以下同じ。）、文部科学本省の施設等機関（文部科学省組織令（平成12年政令第251号）第89条に定める施設等機関）、日本学士院、文化庁内部部局（日本芸術院を含む。以下同じ。）、国立大学法人（本法人を除く。）及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第68条の規定に基づき、個別法により当該法律における主務省を文部科学省と定めた独立行政法人をいう。

3 この基準において「他の公共機関」とは、国、公社、公団、独立行政法人（前項に定めるものを除く。）及び地方公共団体等をいう。

（取引停止の措置）

第3 契約担当役は、国立大学法人信州大学契約事務取扱規程（平成16年国立大学法人信州大学規程第52号。以下「規程」という。）第7条第1項及び第2項の資格を有する者その他の者（建設工事に係る者を除く。以下「業者」という。）が、別表に掲げる措置要件の一に該当する場合は、情状に応じて同表各号及びこの基準の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する場合は、取引停止を行うものとする。

一 文部科学省関連機関からの情報又は主要報道機関の報道により知り得た業者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当することとなり、かつ、本法人が発注する契約の相手方となる可能性を有する場合

二 その他契約担当役が特に必要と認める場合

3 別表各号に掲げる措置要件の一に該当する事案で、当該措置要件ごとに規定する期間の長期を経過した後に知り得たときは、取引停止措置は講じないものとする。ただし、当該事案が極めて悪質で、取引停止措置を講じる必要があると認めた場合は、この限りでない。

（取引停止の通知）

第4 契約担当役は、第3の規定により取引停止を行うときは、直ちに取引停止とする業者に対し、事実関係の概要、措置の相手方、措置の内容及びその理由その他必要事項を通知するものとする。ただし、取引停止とする業者の製品を供給する者が多数ある場合は、本法人の公式Webサイトにより、当該通知に代えることができるものとする。

- 2 契約担当役は、前項の通知をしたときは、各部局の長に事実関係の概要、措置の相手方、措置の内容及びその理由その他必要事項を通知するものとする。
- 3 契約担当役は、第5第5項の規定により取引停止の期間を変更し、又は第5第6項の規定により取引停止の解除をしたときは、必要に応じて当該業者及び各部局の長に対し通知するものとする。

(取引停止の期間の特例)

第5 業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

- 2 業者が次の各号の一に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の取引停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。
 - 一 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間（取引停止の期間中を含む。）に、同表各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - 二 別表第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 契約担当役は、業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。
- 4 契約担当役は、業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第5第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。
- 5 契約担当役は、取引停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。
- 6 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。
- 7 契約担当役は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する取引停止の期間の特例)

第6 契約担当役は、第3の規定により情状に応じて別表各号の定めるところにより取引停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に規定する違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第5第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める期間を取引停止の期間の短期とする。

- 一 談合情報を得た場合又は本法人の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第5号又は第8号に該当したとき。

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（当該事案について、業者である個人若しくは業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）又は業者の役員若しくはその支店若しくは営業所（常時購入等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間

二 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第4号、第5号又は第6号に該当する業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合を除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期に1箇月加算した期間

三 本法人又は文部科学省関連機関若しくは他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第7号、第8号、又は第9号に該当する業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合を除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期に1箇月加算した期間

（指名等の取消し）

第7 契約担当役は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

（取引停止期間中の下請等）

第8 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が当該契約担当役の契約に係る製造等の全部又は一部を下請けすることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りでない。

（警告又は注意の喚起）

第9 契約担当役は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

（その他）

第10 この基準の運用等必要な事項については、別に定める。

別表 取引停止の措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>一 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時購入等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 箇月以上12箇月以内</p> <p>3 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>2 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>二 次のイ、ロ又はハに掲げる者が文部科学省関連機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>3 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>2 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>三 次のイ又はロに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p>	<p>2 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p> <p>当該認定をした日から 2 箇月以上 9 箇月以内</p>
<p>四 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 条第 1 号に違反し、購入等契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>五 次のイ、又はロに掲げる購入等契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、購入等契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 本法人における購入等契約</p> <p>ロ 文部科学省関連機関における購入等契約</p>	<p>3 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>2 箇月以上 9 箇月以内</p>

<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>六 業務に関し、業者である個人、業者の役員又はその使用人が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>七 次のイ又はロに掲げる購入等契約に関し、業者である個人、業者の役員又はその使用人が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 本法人における購入等契約</p> <p>ロ 文部科学省関連機関における購入等契約（不正又は不誠実な行為）</p> <p>八 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、購入等契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>九 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、購入等契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2箇月以上9箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 3箇月以上12箇月以内</p> <p>2箇月以上12箇月以内</p> <p>当該認定をした日から1箇月 以上9箇月以内</p> <p>当該認定をした日から1箇月 以上9箇月以内</p>
--	---